

**余市町放課後児童クラブ
防犯・不審者対応マニュアル**

Ver. 1（令和6年4月1日）

目次

はじめに.....	2
1. 在所中の児童の安全確保	3
1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み.....	3
1.2 不審者審者侵入時の対応.....	4
1.3 事件発生後の対応.....	5
2. 来所・帰宅時の児童の安全確保	6
2.1 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止の取組.....	6
2.2 近隣地域での事件発生時の対応.....	7
別紙 不審者侵入時の対応フロー.....	8
作成・改訂履歴.....	9

はじめに

本マニュアルは、「余市町放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）」におけるクラブにおける犯罪被害の発生を防止することを目的としたものです。クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また事件発生のおそれのあるときや事件が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、被害の発生や拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・運営主体：余市町
- ・役場担当課：民生部子育て・健康推進課
- ・役場担当係：民生部子育て・健康推進課子育て推進課係
- ・職員：放課後児童支援員及び補助員等、クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、運営主体に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

1. 在所中の児童の安全確保

1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み

1.1.1 クラブ内への侵入者侵入防止策

クラブでは、下記のとおり不審者が侵入しにくい施設の改善や設備の導入、不審者侵入の防止の取組みを行うことが効果的です。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ、対応を行います。

【不審者が侵入しにくい施設の改善や設備の導入】

- 来訪者確認用のインターフォンの設置
- 侵入監視のためのセンサーや防犯カメラの設置
- 出入口の限定
- 受付場所を示す案内の設置および関係者以外の立ち入りを禁止する旨の表示
- 非常警報装置の設置
- 施設、設備や周辺環境における不審者が侵入しやすい箇所の改善

【不審者侵入防止の取組み】

- クラブ内の死角の原因となる障害物等の移動・撤去、死角となっている場所の封鎖
- 敷地内外の見回り
- 児童の活動場所を踏まえた適切な施設管理
- 来訪者に対する積極的なあいさつや声かけ、用件の確認
- 来訪者に不審な様子がないかの確認
- 来訪者の管理記録の実施、来訪者カードを見えるように携帯することを依頼

1.1.2 児童への取組み

- 児童の点呼をとり来所状況を把握
- 外遊び、屋内の活動で児童の場所を常に把握
- 緊急時のクラブ内での行動の指導（不審者らしき人を見かけたら周りの人にすぐに伝える、職員の指示に従う、職員がいない場合は助けを求めながら遠ざかる、避難経路の確認）
- 避難訓練の実施

1.1.3 保護者・地域機関との取組

- 学校や警察等の関係機関と不審者情報などを随時共有
- メール等の情報配信システムやクラブだより等を通じた保護者への情報提供
- 保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）

1.1.4 訓練の実施

不審者侵入の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、緊急時の職員の役割分担や行動、児童の避難経路等について確認するとともに、安全計画を作成し、計画的に訓練を実施します。実施した状況等を記録し、緊急時により適切な対応がとれるよう改善策を検討します。

訓練には、可能な限り、児童も参加させて行います。また、保護者への引渡し訓練や110番通報訓練などは、可能な限り保護者や地域住民、関連機関等の協力を得ながら実施します。実施にあたっては、時間帯や被害状況について、複数のケースを想定します。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開業している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携し、合同実施等を検討のうえ、訓練を実施します。

1.2 不審者審者侵入時の対応

不審者がクラブ内に侵入した場合、職員は、まずは児童の安全確保を最優先します。その上で職員自身の安全を確保し、不審者対応にあたっては可能な限り複数で対応します。

不審者侵入時の対応は、別紙（本マニュアル末尾）の「不審者侵入時の対応フロー」を参考に行います。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開業している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ対応します。

1.2.1 不審者を発見した場合

職員は、クラブ内で不審な様子の人物を目撃した場合には、声をかけて来訪用件を尋ねる、受付に案内する等の対応により、不審者かどうかの見極めを行います。

そして、来所にあたって正当な理由がないと判断した場合は、クラブ外への退去を促します。相手を刺激しないよう丁寧な態度を心がけるとともに、安全のために一定の距離を保って会話をするようにします。また、職員1人だけで対応しようとせず、周りに応援を求めて複数人にて対応します。

退去要請に応じてクラブ外にでた場合にも、再び侵入を試みる可能性があるため、しばらく行動を注視するようにします。同時に、警察や学校等にも連絡して情報を共有するようにします。

1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合

不審者が退去要請に応じずクラブ内に居座る場合、職員は110番通報を行います。この場合、警察に通報する職員、不審者の対応をする職員、児童の安全を確保する職員といった役割分担をして対応します。

不審者の対応をする職員は、相手を刺激しないように注意しつつ、できるだけ児童から離れた場所へ誘導します。暴力行為等が見られた場合には、手元にある椅子や机、棚などを用いて移動を阻止する、さすまた等を用いて相手の動きを封じるなどして警察の到着を待ちます。また、負傷者が出た場合には救急車に出動要請を行います。

不審者対応は、不審者を捕まえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者を児童等から遠ざけて警察が到着するまでの時間を稼ぎ、児童の安全を確保するために行うものです。

1.3 事件発生後の対応

不審者の侵入などの事件が発生した場合、警察の聞き取り調査への対応、児童への説明および保護者や近隣住民への説明、そして事件の発生原因および被害拡大の要因を検討し、再発防止に向けた取組を実行します。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ対応します。

1.3.1 児童及び保護者や地域への説明

職員及び運営主体は、事件発生の状況を、客観的な事実、職員の取った対応、児童の様子、再発防止に向けた取組に沿って整理し、必要に応じて、メールの配信やクラブホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に対して説明・注意喚起を行います。事件が重大な場合は、運営主体の判断により、臨時保護者会の開催等も検討します。

1.3.2 再発防止策の検討

クラブは、不審者の侵入を許してしまった原因および被害が拡大してしまった要因等を検討し、今後の改善事項をまとめて再発防止策を講じ、運営主体に報告します。運営主体は必要に応じて、当該再発防止策を、メールの配信やクラブホームページへの掲載等により、保護者や地域住民に対しても説明します。

1.3.3 児童への精神的ケア

クラブは、事件の再発防止のため、児童への注意喚起を行います。また、事件に直接関わった、あるいは目撃した児童の心の傷は、事件の大きさに比例して大きなものをなると予想されるため、運営主体と相談のうえ、保護者や関係機関と連携しながら、必要な対応を行います。

2. 来所・帰宅時の児童の安全確保

基本的な取組は「1. 在所中の児童の安全確保」と共通しますが、クラブへの来所および帰宅時の児童の安全確保のためには、地域の小学校や児童の保護者、地域住民との連携が重要です。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ対応します。

2.1 近隣地域での事件発生時の被害拡大防止の取組

2.1.1 近隣地域との連携・クラブでの取り組み

クラブは、近隣地域での事件発生時の防止と被害拡大防止の観点から、下記の取組を行い、地域全体で児童を見守り緊急時に協力できる関係を築くよう努めます。

- 学校や警察等の関係機関と、地域情報やクラブの取組を共有する
- 地域の見守り活動への参加や近所へのあいさつや声かけの励行により児童の来所・帰宅経路に異常がないか等の地域情報を共有する
- 児童の来所・帰宅経路を把握し、危険な場所がないか確認

2.1.2 児童への取り組み

- 危険な場所や不審者等の情報を児童に伝達、注意喚起
- 「子供 110 番の家」の場所および利用方法について周知し、実際に児童とともに訪問するなどの取り組みを行う
- 防犯ブザーの利用方法の周知
- 不審者に遭遇した場合の対処方法の教育・指導（大声や防犯ブザー等によって近くの大人に助けを求めること、「子ども 110 番の家」が近くにある場合はそちらに逃げることに、近くに誰もいなかったら不審者から遠ざかる方向に逃げることに、安全な場所まで逃げたら近くの大人に事情を話して協力を求めること）

2.1.3 保護者・地域機関への取り組み

- 児童の安全が確保できる来所・帰宅経路を設定するよう保護者会等で伝達
- メール等の情報配信システムやクラブだより等を通じた保護者への情報提供
- 保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）

2.1.4 訓練の実施

近隣地域で事件が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、児童が在所中に発生した場合、来所や帰宅の途中で発生した場合など、様々なケースが想定し、安全計画を作

成し、計画的に訓練を実施します。実施した状況等を記録し、緊急時により適切な対応がとれるよう改善策を検討します。

訓練に際して、児童に対しても、「子ども 110 番の家」への駆け込み訓練、通学路において誘拐・連れ去りに遭わないための対応訓練、防犯ブザーの使用訓練を実施するよう努めます。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携し、合同実施等を検討のうえ、訓練を実施します。

2.2 近隣地域での事件発生時の対応

不審者情報を入手した場合、警察、地域の学校、地方自治体等からの情報収集を継続して行います。クラブの周辺で児童の安全を脅かす犯罪（殺傷事件等）が発生し、犯人が逃亡している等の情報を入手した場合、運営主体及び職員は、近隣の見守りを行うとともに、児童はクラブに待機させ、保護者に情報を共有するとともに、保護者等による送迎を原則として対応します。

なお、学校・児童館の空き教室でクラブを開設している場合は、当該施設の責任者・職員等と連携のうえ対応します。

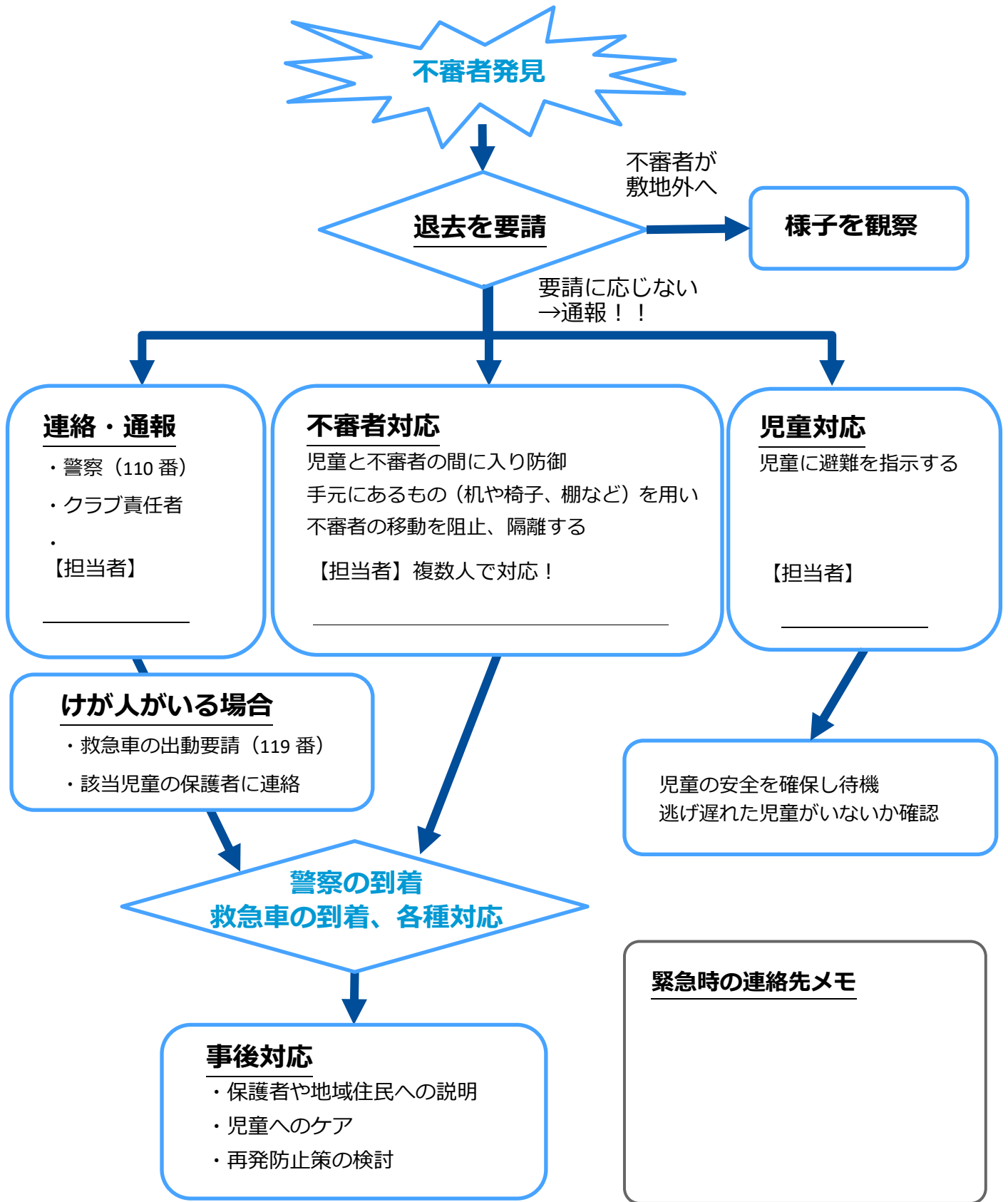
2.2.1 児童を取り巻く犯罪について

昨今の社会情勢の変化に伴い、児童を取り巻く犯罪も多様化、複雑化しています。下記のような被害・犯罪から児童や職員を守れるよう、運営主体としても対応を常に検討してアップデートしていくようにしましょう。

- ドローンでの盗撮やスマホカメラの高性能化に伴うのぞき・盗撮
- 面会禁止の親が迎えに来ることによる児童連れ去り
- 放課後児童クラブの職員による児童への性犯罪
- 放課後児童クラブが SNS やホームページに写真を掲載することによるトラブル
 - 児童や職員の写真の掲載による個人情報の特定
 - 水着姿の掲載による性被害
- 児童が使用するインターネットや SNS に起因するトラブル
 - コミュニティサイトでの危険な出会い
 - 自撮り画像の送信による性被害

別紙 不審者侵入時の対応フロー

※実際のクラブの実情にあわせて修正するようにしましょう



作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容
令和 6 年 4 月 1 日	Ver.1 作成